１　改正理由

千葉県千葉リハビリテーションセンターの名称については、千葉県千葉リハビリテーションセンター設置管理条例の一部を改正する条例（令和７年 12 月 23 日公布）による千葉県千葉リハビリテーションセンター設置管理条例（以下「条例」という。）の改正により、「千葉県総合リハビリテーションセンター」に変更された。

これに伴い、千葉県千葉リハビリテーションセンター管理規則についても所要の規定の整理を行う必要が生じたことから、同規則の改正を行った。

２　改正の内容

- 題名を「千葉県総合リハビリテーションセンター管理規則」に改めた。
- 引用する条例の題名を改正後の条例の題名に改めた。
- 千葉県千葉リハビリテーションセンターの名称を「千葉県総合リハビリテーションセンター」に改めた。

３　施行日

令和９年２月１日